

横須賀市報

第1793号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇市営住宅条例施行規則中一部改正……………	14609
◇予算決算及び会計規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市景観条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇令和2年度分の横須賀市国民健康保険の保険料率について……………	14610
◇監査委員の再任について……………	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	〃
◇地域包括支援センターの所在地の変更について……………	14611
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例に基づく公聴会の開催について……………	〃
◇市民税・県民税の督促状の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	14612
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇横須賀都市計画地区計画2次案の縦覧について……………	14613
◇横須賀都市計画2次案の縦覧について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
◇教育委員会臨時会の招集について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

規 則

横須賀市規則第56号 (令和2年6月1日 掲 示 済)

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

横須賀市長 上地 克 明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（入居資格の条件の特例）

- 令和3年5月31日までの間における第4条第2項第2号及び第8条の規定の適用については、第4条第2項第2号中「こと。」とあるのは「こと。ただし、納期限が令和2年1月31日以前の日である市税を滞納していない者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により市税の徴収の猶予を受ける予定であるものその他市長がこれに準ずる者と認めたものの市税の滞納は、この限りでない。」と、第8条各号列記以外の部分中「できる。」とあるのは「できる。ただし、入居候補者又は入居補欠者が附則第4項において読み替えて適用する第4条第2項第2号ただし

書に規定する者である場合における当該者の第5号に掲げる書類については、この限りでない。」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第57号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月10日

横須賀市長 上地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 令和2年5月1日から令和3年3月31日までの期間に限り、別表第1の20負担金、補助及び交付金の項中「並びに国民健康保険及び介護保険の保険給付費」とあるのは、「国民健康保険及び介護保険の保険給付費並びに横須賀市特別定額給付金」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

横須賀市規則第58号

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月10日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市景観条例施行規則（平成16年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（届出対象外行為の確認）

第8条の2 条例第8条第3項に規定する建築等を行おうとする者は、あらかじめ、届出対象外行為確認申出書（第15号様式の2）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を示す図面
- 建築物の敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

2 市長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を届出対象外行為確認回答書（第15号様式の3）により通知するものとする。

第15号様式の次に次の2様式を加える。

第15号様式の2 (第8条の2第1項関係)

届出対象外行為確認申出書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 横須賀市長</p> <p style="text-align: right;">住所 行為者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話</p>	
行為の場所	
行為の種類	
敷地の面積	
延べ面積	
建築物の高さ	
着手予定日	
備考	

第15号様式の3 (第8条の2第2項関係)

届出対象外行為確認回答書

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">横須賀市長 印</p>	
行為の場所	
行為の種類	
確認番号	
確認の結果	
備考	

附 則
この規則は、令和2年7月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 111 号 (令和2年6月1日 掲 示 済)

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)第14条第1項、第14条の7第1項及び第14条の12第1項の規定に基づき、令和2年度横須賀市国民健康保険の基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第14条第3項、第14条の7第3項及び第14条の12第3項の規定により告示します。

令和2年6月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の64.1
 - (2) 被保険者均等割 18,520円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 29,660円
 - イ 特定世帯 14,830円
 - ウ 特定継続世帯 22,245円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の23.1
 - (2) 被保険者均等割 6,510円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 10,490円
 - イ 特定世帯 5,245円
 - ウ 特定継続世帯 7,868円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の21.4
 - (2) 被保険者均等割 6,940円
 - (3) 世帯別平等割 7,960円

横須賀市告示第 114 号 (令和2年6月9日 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和2年6月8日日本市監査委員に次の者を再任しました。

令和2年6月9日

横須賀市長 上 地 克 明

横浜市金沢区柳町34番地16
丸 山 邦 彦

横須賀市告示第 115 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
吉倉町内会	加藤 孝子 横須賀市吉倉町1丁目83番地	安藤 隆正 横須賀市吉倉町1丁目10番地
東逸見第2町内会	深津 之男 横須賀市東逸見町2丁目3番地	堀田 志郎 横須賀市東逸見町2丁目5番地
坂本5丁目町内会	小池 明正 横須賀市坂本町5丁目47番地	千葉 宏之 横須賀市坂本町5丁目28番地
西佐野町内会	杉 榮治 横須賀市佐野町1丁目33番地	石井 裕一 横須賀市佐野町3丁目28番地

金栄町内会	高橋 伸 光 横須賀市衣笠栄町 4 丁目 5 番地	石田 敏 夫 横須賀市金谷 3 丁目 4 番12号衣笠ハイッ 703
久里浜町内会	鴫 田 爲 雄 横須賀市久里浜 7 丁 目 7 番14- 206 号	清 水 修 二 横須賀市久里浜 7 丁 目17番 2 号
長浜町内会	小藤田 春 雄 横須賀市長井 2 丁目 13番14号	山 内 繁 横須賀市長井 2 丁目 11番17号
武町内会	加 藤 茂 雄 横須賀市武 4 丁目 2 番 3 号	齊 藤 光 太 郎 横須賀市武 1 丁目18 番14号
湘南たけやまシ ーサイド町内会	西 村 秋 雄 横須賀市太田和 1 丁 目38番 7 号	大 嶽 靖 横須賀市太田和 1 丁 目41番 8 号

横須賀市告示第 116 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の46第11項に

において準用する同法第69条の14第 2 項の規定により、本庁第一
地域包括支援センターから所在地を変更した旨の届出がありま
した。

令和 2 年 6 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

変 更 年月日	所 在 地	
	新	旧
令和 2 年 3 月23日	横須賀市緑が丘26番地 1	横須賀市緑が丘28番地 1

横須賀市告示第 117 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次
のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 2 年 6 月10日か
らその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の
日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 6 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
491	旧	西逸見町 3 丁目47番の14地先から 西逸見町 3 丁目67番の 2 地先まで		メートル 1.8 ~ 2.0	メートル 19.9
	新	西逸見町 3 丁目73番の 4 地先から 西逸見町 3 丁目67番の 2 地先まで		1.8 ~ 7.3	19.9
2,756	旧	長井 2 丁目3872番の 104 地先から 長井 2 丁目3872番の 104 地先まで		0.9 ~ 1.1	84.5
	新	長井 2 丁目3872番の61地先から 長井 2 丁目3872番の61地先まで		0.9 ~ 2.5	84.4

公 告

横須賀市公告第87号 (令和 2 年 5 月29日)
掲 示 済

都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀
市条例第48号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会
を開催します。

令和 2 年 5 月29日

横須賀市長 上 地 克 明

1 作成しようとする都市計画の案の種類、名称等

都市計画の種類及び名称	都市計画の変更を行おうと する土地の区域
横須賀都市計画用途地域	佐島 1 丁目から 3 丁目まで、 芦名 1 丁目及び秋谷 1 丁目地 内
横須賀都市計画下水道公共下 水道	平成町 3 丁目、三春町 2 丁目 及び公郷町 1 丁目地内

2 都市計画 1 次案の概要

(1) 横須賀都市計画用途地域

良好な海岸の自然環境を生かしたりリゾートゾーンとして
サービス機能、宿泊機能等の交流機能を実現するために佐
島周辺の用途地域を変更するものです。

(2) 横須賀都市計画下水道公共下水道

上町浄化センターの改築検討を契機とし、終末処理場の
施設の処理能力の適正化及び高度処理化を推進するため
に、上町処理区を下町処理区に統合し、上町浄化センター
の廃止を行うものです。

また、土木部管理用地からの所管替えに伴い下町浄化セ
ンターの用地の変更を行うものです。

3 都市計画 1 次案の閲覧期間及び場所

- (1) 期間 令和 2 年 6 月18日（木）から同年 7 月 2 日（木）
まで
- (2) 時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- (3) 場所 横須賀市都市部都市計画課

4 公聴会開催の日時及び場所

都市計画の 種類及び名 称	日 時	場 所
横須賀都市 計画用途地 域	令和 2 年 7 月22日（水） 午後 7 時	横須賀市長坂 1 丁目 2 番 2 号 西コミュニティセンター
横須賀都市 計画下水道 公共下水道	令和 2 年 7 月21日（火） 午後 7 時	横須賀市日の出町 1 丁 目 5 番地 ヴェルクよこすか

5 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 2 年 7 月 2 日（木）
- (2) 提 出 先 横須賀市都市部都市計画課

6 公聴会開催の中止

公述人の申出に係る書面の提出がないときは、公聴会の開
催を中止します。

横須賀市公告第88号 (令和 2 年 6 月 2 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事
業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方

税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	2 月 随 時	令和 2 年 3 月 23 日
		2 月 分	令和 2 年 4 月 9 日
		3 月 分	令和 2 年 5 月 8 日

(別紙略)

横須賀市公告第89号 (令和2年6月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 2 年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第90号 (令和2年6月2日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料 決定通知書	4 月分の納期限は、令和 2 年 6 月 19 日に変更する。
令和 2 年度		4 月分の納期限は、令和 2 年 6 月 19 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第91号 (令和2年6月2日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料	減額分
令和元年度	変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第92号 (令和2年6月2日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和元年度	国民健康保険料	9 月 分	令和元年10月30日
		10 月 分	令和元年11月29日
		11 月 分	令和元年12月27日
		12 月 分	令和 2 年 1 月 31 日
		1 月 分	令和 2 年 2 月 28 日
		2 月 分	令和 2 年 3 月 31 日
令和 2 年度		3 月 分	令和 2 年 4 月 30 日

(別紙略)

横須賀市公告第93号 (令和2年6月2日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和元年度	後期高齢者医療 保険料	3 月 分	令和 2 年 4 月 30 日

(別紙略)

横須賀市公告第94号 (令和2年6月2日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 6 月 2 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
平成28年 7 月 26 日 28開第11号	令和 2 年 5 月 25 日 令 2 第 5 号	横須賀市佐島 3 丁目 1410 番 1 ほか 1 筆	東京都港区南青山 6 丁目 6 番 21 - 1102 号 鈴 木 瑞 翔

横須賀市公告第95号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第48号）第18条第1項の規定により、次の地区計画の都市計画決定の2次案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日の翌日から起算して2週間縦覧に供します。

なお、当該地区計画の都市計画決定の2次案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を市に提出することができます。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 2 columns: 地区計画の種類及び名称, 地区計画の位置及び区域. Content: 横須賀都市計画地区計画追浜駅前地区地区計画, 追浜町3丁目地内

横須賀市公告第96号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第48号）第18条第1項の規定により、次の都市計画変更の2次案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日の翌日から起算して2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画変更の2次案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌日から起算

して3週間を経過する日までに、意見書を市に提出することができます。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 2 columns: 都市計画の種類及び名称, 都市計画の位置及び区域. Content: 横須賀都市計画地区計画湘南国際村地区地区計画, 秋谷字関渡、子安、湘南国際村1丁目、湘南国際村2丁目及び湘南国際村3丁目地内; 横須賀都市計画高度利用地区, 追浜本町1丁目及び追浜町3丁目地内

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第19号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和2年6月10日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 6 columns: 登録番号, 給水装置工事事業者名, 代表者名, 所在地, 指定年月日, 有効期限. Content: 568, 有限会社山口設備, 山口英樹, 茅ヶ崎市柳島二丁目9番12号, 令和2年5月11日, 令和7年5月10日; 569, 株式会社YRA, 上地康博, 横須賀市安浦町二丁目23番地5, 令和2年5月15日, 令和7年5月14日

横須賀市上下水道局告示第20号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年6月10日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 5 columns: 登録番号, 工事店名, 代表者名, 所在地, 指定年月日. Content: 須392, 有限会社山口設備, 山口英樹, 茅ヶ崎市柳島二丁目9番12号, 令和2年5月15日; 須393, 株式会社YRA, 上地康博, 横須賀市安浦町二丁目23番地5, 令和2年5月15日; 須394, 有限会社森村工業, 森村和夫, 逗子市桜山四丁目2番31号, 令和2年5月15日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第12号 (令和2年5月18日) 掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。 令和2年5月18日

横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和2年5月21日（時刻の指定は、ありません。）
2 会議開催の場所 書面による開催
3 会議に付議すべき事項
(1) 教育職員手当等支給規則中改正について
(2) 文化財専門審議会委員の委嘱について
(3) 国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会委員の任命について
(4) 横須賀市学力向上推進委員会委員の委嘱等について
(5) 横須賀市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱等について
(6) 横須賀市支援教育推進委員会委員の委嘱について
(7) 横須賀市学校給食運営審議会委員の委嘱について

(8) 令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について

横須賀市教育委員会告示第13号 (令和2年5月22日) 掲 示 済

横須賀市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。 令和2年5月22日

横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和2年5月25日午後2時00分
2 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
3 会議に付議すべき事項
(1) 市立学校における臨時休業後の学校再開方針について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第6号 (令和2年6月1日) 掲 示 済

令和2年第6回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年6月1日

横須賀市農業委員会
会長 肥 田 正 好

- 1 日時 令和2年6月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (3) 横須賀市農地利用最適化推進委員の候補者の選考について
 - (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - (6) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - (7) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について